

2月7日(木)から3月15日(金)まで

市民税  
県民税  
所得税

# 申告相談



市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書の提出をしていただくものです。また、所得税の確定申告も併せて受け付けますので、日程および会場を確認の上、ご利用ください。

## 市民税・県民税の申告

▶問い合わせ 税務課市民税担当 (内線 231・232)

### 市民税・県民税の申告が必要な方

平成25年1月1日現在、本市にお住まいの方で、所得があった方は、原則申告が必要です。

ただし、次の方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をする方
  - ②給与所得者で勤務先から本市に、給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得のない方
  - ③合計所得金額が28万円以下の方
- ※所得のない方や③に該当する方でも、税務関係証明書が必要となる場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告をしていただく必要があります。

◎次のような所得税の確定申告は、市の申告相談では受け付けられない場合もありますので、行田税務署で確定申告をしてください。

- ①株式などの譲渡に関する申告
- ②繰越損失の申告
- ③青色申告
- ④先物取引に関する申告
- ⑤過年度分の申告
- ⑥平成24年中に死亡された方の申告など

期 日	場 所	地 区	
2月7日(木)	太井公民館	西新町、吉里山町、清水町、深水町	
8日(金)		門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、押上町	
12日(火)	長野公民館	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目	
13日(水)		大字長野、長野1・2・3・4・5丁目	
14日(木)	持田公民館	持田1・2・3丁目	
15日(金)		持田4・5丁目、大字持田、前谷、駒形1・2丁目	
19日(火)	総合福祉会館 「やすらぎの里」 第3研修室	須加、下中条	
20日(水)		北河原、酒巻	
21日(木)		犬塚、馬見塚、中江袋	
22日(金)		南河原	
26日(火)	中央公民館 第1学習室 （「みらい」内）	大字佐間、佐間1・2・3丁目	
27日(水)		旭町、向町、緑町、下忍、堤根、樋上	
28日(木)		埼玉	
3月1日(金)		野、渡柳、利田	
3日(日)		全地区	
4日(月)	「グリーンアリーナ」 2階研修室	谷郷1・2・3丁目	
5日(火)		大字谷郷、栄町、斎条、和田	
6日(水)		上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田、白川戸	
7日(木)		荒木、小見	
8日(金)	太田公民館	藤原町1・2・3丁目、若小玉、藤間、関根	
11日(月)		下須戸、小針、真名板	
12日(火)	商工センター	大字忍、忍1・2丁目、本丸、矢場1・2丁目、行田、宮本、中央	
13日(水)		城西1・2・3・4・5丁目、天満、城南	
14日(木)		全地区	
15日(金)			

平成25年度 市民税・県民税申告  
相談開催日はこちらです。  
受付時間は午前9時30分～午後4時です。



注目

- 対象地区は参考です。いずれの会場も対象地区以外の方の申告相談を受け付けています。各会場日程で都合のつかない方は、ほかの会場へお越しください。
- 市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていません。
- 申告内容によっては、税務署に相談していただく場合があります。

## 申告相談にお持ちいただくもの

- ①印鑑
- ②平成24年1月から12月までの収支計算の分かる書類
- ③会社などに勤めている方は、源泉徴収票(原本)
- ④社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの払込証明書

## その他

- 医療費控除の申告をされる方や事業・農業所得などを申告される方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませてお越してください。
- 「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますのでご連絡ください(会場にも申告書は用意しています)。
- 期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

### 主な改正点

#### 生命保険料控除の見直し

平成24年1月1日以後に締結した保険契約について、従前の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加えて、「介護医療保険料控除」が新設され、適用限度額がそれぞれ28,000円で上限70,000円に変更になりました(従前は適用限度額がそれぞれ35,000円で上限70,000円)。

なお、平成23年12月31日以前に締結した保険契約には、従前の生命保険料控除制度が適用されます。

## 所得税および消費税の確定申告

▶問い合わせ 行田税務署 ☎556-2121

### 所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得とその所得に対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などとの過不足額を精算する手続きをいいます。

### 消費税の確定申告とは

前々年の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、消費税の納税義務者(課税事業者)となり、翌年の3月末日(平成24年分は平成25年4月1日)までに確定申告書を提出することとなります(平成24年分消費税の確定申告については、平成22年の課税売上高で判断します)。

### 平成24年分の所得税および消費税の確定申告

行田税務署では、平成24年分(平成24年1月1日～12月31日)の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けを、2月18日(月)から3月15日(金)まで、消費税については4月1日(月)まで行います(還付申告は2月15日(金)以前でも行うことができます)。

なお、「青色申告決算書の作成」「収支内訳書の作成」「医療費控除の領収書の集計」などは、事前に済ませてお越してください。

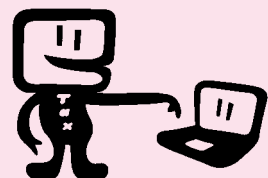
また、期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

※行田税務署は駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮願います。

### 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などが作成できます。

また、電子申告(e-Tax)の事前準備がお済みの方は、作成した申告書などのデータを自宅から税務署に送信することができます。



税務署に出かけなくてもインターネット

### お知らせはがき(通知書)の送付

平成23年分の所得税・消費税確定申告書を税務署のパソコンを利用して申告した方、国税庁ホームページを利用して書面出力により申告した方、青色申告会を通じ派遣税理士による代理送信で申告した方については、「利用者識別番号」や「予定納税額」などを記載した「お知らせはがき(通知書)」を送付します。

なお、「お知らせはがき(通知書)」が送付された方で、確定申告相談会場などで申告書を作成・提出する場合には、必ずこの「お知らせはがき(通知書)」を持参してください。

### 年金所得者の確定申告不要制度

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。

※この場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

### 東日本大震災により被害を受けた方へ

東日本大震災により被害を受けた住宅、家財および車両の損失額は、確定申告で雑損控除等を受けられる場合があります。雑損控除等を受ける場合は、1月中に行田税務署で相談の予約を受け付けます。※事前に電話で予約してください。

### 納税は口座振替、還付金は口座振込で

納税は、安全・便利・確実な振替納税の利用をお勧めします。また、還付金の受け取りは、銀行口座への振り込みが便利です。なお、振替納税および還付金の受取口座は、本人名義の口座に限られます。

### 日曜日の相談について

行田税務署では、確定申告期間中、2月24日と3月3日の日曜日に限り、熊谷税務署と合同で、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受け付けおよび納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。

なお、会場は熊谷税務署となりますので、ご注意ください。また、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。※会場は駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。